

武雄市防災行政放送戸別受信機貸与に関する利用規約

【防災行政放送戸別受信機利用規約】

(貸与の対象及び台数等)

無償貸与の対象は下記の者とし、1台を無償貸与する。

- (1) 武雄市に居住する世帯主
- (2) 市長が防災上必要と認めた施設
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(貸与の申請)

防災行政放送戸別受信機(以下、「受信機」という。)の貸与を受けようとする者は、武雄市防災行政放送戸別受信機貸与申請書兼同意書(様式1)を武雄市に提出しなければならない。

(費用負担)

受信機の利用者は、下記の費用については自己負担とする。

- (1) 受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池の購入及び交換の費用
- (2) 2台目以降の受信機、2か所以上の配線工事等に要する費用(1台目は無料)

(保管義務)

利用者は利用にあたり、下記の事項を遵守する。

- (1) 善良な管理の下に使用すること。
- (2) 第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (3) 受信機及び配線の改造等原型を変える行為をしないこと。

(変更の届出)

利用者は、転居等により受信機の設置場所を変更しようとするときは、変更届(様式2)により武雄市に届け出なければならない。

(返納の届出)

利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに受信機を武雄市に返還しなければならない。

- (1) 建物の滅失等により受信機が不要になったとき。
- (2) 利用者が市外へ転出したとき。
- (3) 施設等の閉鎖等があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還を求めたとき。

(損害賠償の義務)

受信機を故意又は過失により損傷若しくは滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

【問合せ先】 武雄市役所 防災・減災課

電話:0954-23-9223(直通) ・ ファクス:0954-23-9115 ・ メール:anzen@city.takeo.lg.jp